

身体拘束等適正化に関する指針

1. 基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活や活動を制限することであり、利用者の尊厳にある生活を拒むものです。社会福祉法人びぐれっと（以下当法人）では、いずれの場所においても利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束適正化および廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援・介助の実施に勤めます。

1. 身体拘束等の適正化のための規定

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

2. 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで身体拘束を行わない支援をすることが原則です。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ① 切迫性：利用者本人または他の利用者、職員等の生命または身体が危険に去られる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束を行う場合には、以上の3つの要件がすべて満たすことが必要です。

2. 身体拘束適正化に向けた基本方針

1. 身体拘束の原則禁止

当法人においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

2. サービス提供時における留意事項

身体拘束を行う必要性生じさせない為に、日常的に以下のことに取り組

みます。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活、就業環境の保持に努めます。
- ② 言葉や対応等で、利用者の精神的自由を妨げないように努めます。
- ③ 利用者の想いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。万が一、やむを得ず安全確保を優先する場合は、「虐待防止委員会等適正委員会」において検討します。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活等をしていただける様に努めます。

3. 利用者・家族への説明

利用者の人権を尊重し、安心してサービスを利用していただくため、サービス契約時に事業所の方針を説明します。サービス事業所は利用者及び家族の生活に対する意向を確認し、ケアの方向性を提案することで、身体拘束適正化に向けた取り組みについて、理解と協力を得られるように努めます。

3. 身体拘束適正化に向けた体制

(1) 「虐待等防止委員会」の設置

当法人では、身体拘束の適正化を含め「虐待等防止委員会」を設置します。

① 設置の目的

虐待等防止委員会規定のとおり

4. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応に関する基本方針

利用者本人または他の利用者等の生命、身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

① 組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束を行うときには、当該事業所内又は虐待等防止委員会で、身体拘束等の必要性や原因・解決方法を検討し、法人幹部会にて慎重に検討・決定します。

身体拘束等を行う場合には、身体拘束等の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を個人の記録に残し、さらにその対応をした旨を個別支援計画書にも記載します。

② 本人・家族への説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・場所・解除に向けた取り組み方法を説明し、十分な理解が得られるように努めます。

③ 身体拘束の解除

身体拘束を行った場合は、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力し、解除した場合は支援、対応を振り返る会議を当該事業所にて開催します。

5. その他身体拘束等の適正化の推進に向けた必要な事項

「虐待等防止委員会」による法人全体研修の他、各事業所において日々の支援の振り返りを行い、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

また、身体拘束等の適正化および虐待防止に関する外部研修には積極的に参加していきます。

6. 利用者に対する当該方針の閲覧に関する基本姿勢

当該方針は、事業所内に掲示等するとともに、事業所のホームページに掲載し利用者及び家族等、すべての職員がいつでも自由に閲覧できるようにする。

付則

この指針は、令和4年4月1日より施行する。

この指針は、令和6年1月1日より施行する。